

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年2月8日 20時45分ごろ
発生場所	山口県下関市下関漁港南風泊 ^{ほえどまり} 地区 下関南風泊東防波堤灯台から真方位218°550m付近 （概位 北緯33°57.0′ 東経130°52.7′）
事故の概要	水先艇げんかいは、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故等調査の経過	令和2年3月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水先艇 げんかい、11トン
船舶番号、船舶所有者等	294-23118福岡、有限会社関門水先区パイロット組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 高潮時 山口県下関市には、2月7日16時31分に強風注意報が、8日16時38分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が港内の岸壁に右舷着けする目的で、船首が岸壁と直角になるよう機関を前進として着岸操船を行っていた際、業務無線の呼出しに应答していたところ、船首が岸壁に接近し過ぎていることに気づき機関を後進としたものの、船首部が岸壁に衝突した。 本船は、船長が損害状況を確認した後、自力で岸壁に着岸した。
分析	本船は、着岸操船中、船長が、業務無線の呼出しに应答していたことから、岸壁に接近していることに気付かず、岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が着岸操船中、船長が、業務無線の呼出しに应答していたため、岸壁に接近していることに気付かず、岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸操船を行う場合は、緊急の場合を除き無線の应答を控え、操船に専念すること。